

千葉市地域公共交通事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市地域公共交通事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付について、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「新型コロナウイルス感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第1条第15項に規定する5類感染症をいう。
- (2)「路線バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた路線バスの運行を行う者をいう。
- (3)「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (4)「モノレール事業者」とは、軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する特許を受け軌道事業を行う者をいう。

(交付目的)

第3条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続き、昨今の原油価格・物価高騰など、厳しい事業環境にありながらも、社会生活維持のために必要な業種として運行の維持・継続に努めている路線バスやタクシー等の公共交通事業者に事業継続のための支援金を交付し、市内公共交通ネットワークの維持・継続を図ることを目的とする。

(支援金の交付)

第4条 前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「支援事業」という。）の対象となる同表の第2欄に掲げる者（以下「交付対象者」という。）に対し、同表の第3欄のとおり予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を申請しようとする者は、市長が定める期日までに、規則第3条第1項の規定により、千葉市地域公共交通事業継続支援金申請書兼交

付請求書（（別記第1号様式）以下「申請書」という。）に所定の書類を添付して市長に提出しなければならない。

（事業者に対する効果的な支援に対する配慮事項）

第6条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、原油価格・物価高騰などの影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるため、次のとおり配慮事項を設ける。

（1） 一般社団法人千葉県タクシー協会、または千葉県個人タクシー協会に所属する組合等団体（組合等団体とは、「千葉県個人タクシー協同組合」、「交栄個人タクシー協同組合」、「協同組合千葉個人タクシー事業団」、「一般社団法人日個連千葉個人タクシー協会」の4団体とする。）に加盟するタクシー事業者（以下「加盟タクシー事業者」という。）においては、第5条に規定する申請書の提出を一般社団法人千葉県タクシー協会、または千葉県個人タクシー協会に所属する組合等団体（以下「協会等」という。）に委任することができる。

（2） 前号の委任を受けた協会等は、加盟タクシー事業者を代表して、千葉市地域公共交通事業継続支援金一括交付申請書兼請求書（様式第2号）に所定の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び交付額の確定）

第7条 市長は、第5条の規定により申請がなされた場合は、申請書の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金を交付することを決定したときは、規則第4条第1項の規定により千葉市地域公共交通事業継続支援金交付決定兼確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するとともに支援金を交付する。

3 市長は、協会等から前条第3項の規定により申請がなされた場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、協会等に支援金の交付を決定できるものとし、その決定を通知するとともに、支援金を交付できるものとする。

4 市長は、審査の結果、支援金を交付しない決定をしたときは、規則第4条第3項の規定により千葉市地域公共交通事業継続支援金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（決定の取消通知）

第8条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市地域公共交通事業継続支援金交付決定取消通知書（第5号様式）によるものとする。

(返還命令)

第9条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市地域公共交通事業継続支援金返還命令書(様式第6号)によるものとする。

(その他)

第10条 市長は、支援金交付の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告を求め、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、改正後の千葉市地域公共交通事業継続支援金交付要綱の規定は、令和5年度予算(令和5年度6月補正予算含む)において適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行し、改正後の千葉市地域公共交通事業継続支援金交付要綱の規定は、令和5年度予算(令和5年度6月補正予算及び12月補正予算含む)において適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、改正後の千葉市地域公共交通事業継続支援金交付要綱の規定は、令和6年度予算(令和6年度2月補正予算含む)において適用する。

別表

1 支援事業	2 交付対象者	3 交付額
燃料価格高騰 緩和対策事業	市内に本社又は営業所を有する路線バス事業者であり、令和7年3月31日時点で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者	令和7年3月31日時点で、交付対象者が保有する路線バス車両のうち、市内を走行する路線（市内をまたぐ路線含む）の運行に供する車両1台につき120千円の総額に、令和6年2月1日の運行便数と令和6年12月1日の運行便数を比較した減便の割合を1から引いた値を掛けた金額を交付する。また、令和7年3月31日までに廃車した車両は除く。
	市内に本社又は営業所を有するタクシー事業者であり、令和7年3月31日時点で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者	令和7年3月31日時点で、交付対象者が保有するタクシー車両1台につき20千円（個人タクシー事業者にあっては10千円）を交付する。ただし、コロナによる休車及び預かり休車、令和7年3月31日までに廃車した車両は除く。
	市内に本社を有するモノレール事業者であり、令和7年3月31日時点で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者	令和7年3月31日時点で、交付対象者が保有するモノレール車両1編成につき500千円を交付する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

名称

代表者名

連絡先

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市地域公共交通事業継続支援金交付申請書兼請求書

千葉市地域公共交通事業継続支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請（請求）します。

記

1 支援金交付申請（請求）額 円

2 申請（請求）額算出内訳

支援事業	対象車両 (編成)数	支援金単価	支援金申請 (請求)額
			計

3 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

4 添付書類

(1) 申請者共通

- ①誓約書（第1号様式別紙）
- ②振込先の口座が確認できる書類（通帳の写し等）
- ③その他必要な書類

(2) 路線バス事業者

一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請書又は事業計画変更届出書等
基準日時点の事業用自動車の台数が分かるものの写し

(※市外の路線のみを走行する車両を含む場合等においては、市内路線（市外をまたぐ路線含む）を走行する台数が分かるよう追記すること。)

(3) タクシー事業者

一般乗用旅客自動車運用事業の経営許可申請書又は事業計画変更届出書等
基準日時点の事業用自動車の台数の分かるものの写し

(個人タクシー事業者は、車検証及び運転免許証の写し)

(4) モノレール事業者

軌道事業実績報告書の車両数表等

基準日時点のモノレール車両の編成数が分かるものの写し

様式第1号 別紙

(あて先) 千葉市長

所在地
名称
代表者名
連絡先

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓 約 書

年 月 日

今般の千葉市地域公共交通事業継続支援金の交付申請に関し、千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条に規定する暴力団、暴排条例第2条第3項に規定する暴力団員等、暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当していないことを誓約するとともに、当該措置要件の該当の有無について千葉県警察に照会されても異議ありません。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

名称

代表者名

連絡先

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市地域公共交通事業継続支援金一括交付申請書兼請求書

千葉市地域公共交通事業継続支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請（請求）します。

記

1 支援金交付申請（請求）額 円

2 申請（請求）額算出内訳

支援事業	対象車両 (編成)数	支援金単価	支援金申請 (請求)額
			計

3 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

4 添付書類

(1) 申請者共通

①千葉県地域公共交通事業継続支援金交付申請書兼請求書、及び所定の書類一式（委任者提出分）

②委任状

③振込先の口座が確認できる書類（通帳の写し等）

④その他必要な書類

※なお、支援金の交付を受けた受任者は、委任者への支援金の交付が完了したことがわかる書類を千葉市長に提出すること。

第3号様式（第7条第2項関係）

千葉市 都交第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市地域公共交通事業継続支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市地域公共交通事業継続支援金について、下記のとおり支援金の額を確定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

記

1 交付確定額 円

（交付の条件）

- 1 千葉市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び千葉市地域公共交通事業継続支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に従わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の規定により支援金の交付の決定の取消しを受け、支援金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第19条の規定により、延滞金を市に納付する。
- 3 支援金の返還の請求を受け、当該支援金、延滞金の全部又は一部を納付しない場合、他の交付すべき支援金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 4 申請者は、支援金に係る収支を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後10年間保管しておくこと。

第4号様式（第7条第4項関係）

千葉市 都交第 号
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市地域公共交通事業継続支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市地域公共交通事業継続支援金について下記のとおり不交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第4条第3項の規定により通知する。

記

(理由)

様式第5号（第8条関係）

千葉市 都交第 号
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市地域公共交通事業継続支援金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した千葉市地域公共交通事業継続支援金
について、下記の理由により取り消すので通知する。

記

- 1 支援金の交付決定額 円
- 2 返還を命ずる理由

第6号様式（第9条関係）

千葉市 都交第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市地域公共交通事業継続支援金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 支援金の交付決定兼確定額 円
- 2 返還すべき金額 円
- 3 返還期限 年 月 日まで
- 4 返還を命ずる理由
- 5 返還方法